

高砂市水防計画

令和 6 年

目 次

第1章 総則

第1節	目的	1
第2節	水防の責任等	1～2

第2章 組織及び事務分担

第1節	組織	3～4
第2節	事務分担	4～5

第3章 重要水防区域

第1節	重要水防箇所	6
第2節	土砂災害警戒区域	6
第3節	市内要注意箇所	6
第4節	浸水想定区域	6
第5節	近隣市の河川、ため池等	6

第4章 情報連絡及び水防通信

第1節	水防情報連絡系統図	7
第2節	国土交通省による加古川大堰放流連絡	7～8
第3節	予報及び警報	8～20
第4節	水防通信	21
第5節	関係機関連絡先	21

第5章 水防設備

第1節	海岸保全施設	22
第2節	樋門等	22
第3節	内水排除用ポンプ	22
第4節	水防倉庫、消防ポンプ庫	22
第5節	水防資材	22～24

第6章 輸送

第1節	輸送力	25
第2節	輸送の確保	25

第7章 水防態勢及び活動

第1節	水防指令	26
第2節	水防態勢	27
第3節	巡視及び警戒	28
第4節	水防作業	29
第5節	警戒区域の設定	30
第6節	居住者等の出動	30
第7節	決壊の通報及びその後の措置	30
第8節	水防解除	31

第 8 章 水防監視

第 1 節	河川及び港湾	32
第 2 節	ため池	32
第 3 節	観測計の設置箇所	33
第 4 節	監視	34
第 5 節	水位の通報	34

第 9 章 避難のための立退き

第 1 節	計画	35
第 2 節	立退きの準備	35
第 3 節	立退きの指示	35
第 4 節	立退き	35

第 10 章 水防信号及び水防標章等

第 1 節	水防信号	36
第 2 節	津波注意報・警報の伝達	36
第 3 節	優先通行の標識	37
第 4 節	身分証	37

第 11 章 協力及び応援

第 1 節	水防管理団体相互の応援及び協定	38
第 2 節	隣接水防管理団体との情報交換及び水位の通報	38
第 3 節	警察官の援助要求	38
第 4 節	自衛隊の派遣要請	38
第 5 節	河川管理者の協力	39
第 6 節	国、県との連携	39

第 12 章 災害医療体制

第 1 節	災害医療体制	40
第 2 節	兵庫県広域災害・救急医療情報システムの活用	40

第 13 章 費用負担と公用負担

第 1 節	費用負担	41
第 2 節	公用負担	41～42

第 14 章 水防記録及び報告

第 1 節	水防記録	43
第 2 節	水防報告	43

第 15 章 水防計画及び水防訓練

第 1 節	水防計画の作成及び変更	44
第 2 節	水防訓練	44

第 1 6 章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸

水の防止のための措置

第 1 節	洪水対応	45～46
第 2 節	津波対応	46～47

第 1 7 章 水防協力団体

第 1 節	水防協力団体の指定	48
第 2 節	水防協力団体の業務	48
第 3 節	水防協力団体の消防機関との連携	48
第 4 節	水防協力団体の申請・指定及び運用	48

第1章 総則

第1節 目的

この計画は水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、兵庫県知事から指定された指定水防管理団体たる高砂市が、同法第33条第1項の規定に基づき、高砂市内における水防事務の調整及び円滑な実施のために必要な事項を規定し、高砂市の地域にかかる河川、湖沼又は海岸の洪水、津波又は高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 水防の責任等

水防に関係する各主体について、水防法に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

1 水防管理団体の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。（法第3条）

具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 水防団の設置（法第5条）
- (2) 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- (3) 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- (4) 水位の通報（法第12条第1項）
- (5) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- (6) 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2、法第15条の3）
- (7) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- (8) 警戒区域の設定（法第21条）
- (9) 警察官の援助の要求（法第22条）
- (10) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- (11) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- (12) 公用負担（法第28条）
- (13) 避難のための立ち退きの指示（法第29条）
- (14) 水防訓練の実施（法第32条の2）
- (15) 水防計画の策定及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- (16) 市町村防災会議の設置（災害対策基本法第16条）
- (17) 水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- (18) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (19) 水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- (20) 消防事務との調整（法第50条）

2 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する。（法第3条の6）

具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- (2) 水防計画の策定及び要旨の公表（法第7条第1項及び第5項）
- (3) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23条の2）
- (4) 都道府県水防協議会の設置（法第8条第1項）

- (5) 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第 10 条第 3 項）
- (6) 洪水予報の発表及び通知（法第 11 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 3 項）
- (7) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
- (8) 水位周知河川、水位周知下水道、水位周知海岸の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第 2 項及び第 3 項、第 13 条の 2 第 1 項並びに第 13 条の 3）
- (9) 洪水予報又は水位情報の通知の関係市町村への通知（法第 13 条の 2）
- (10) 洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条、第 14 条の 2 及び第 14 条の 3）
- (11) 水防警報の発表及び通知（法第 16 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項）
- (12) 水防信号の指定（法第 20 条）
- (13) 避難のための立ち退きの指示（法第 29 条）
- (14) 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第 30 条）
- (15) 水防団員の定員の基準の設定（法第 35 条）
- (16) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- (17) 水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

3 国土交通省の責任

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）
- (3) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
- (4) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第 1 項）
- (5) 洪水予報又は水位情報の通知の関係市町村への通知（法第 13 条の 2）
- (6) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）
- (7) 水防警報の発表及び通知（法第 16 条第 1 項及び第 2 項）
- (8) 重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第 31 条）
- (9) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- (10) 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

4 気象庁の責任

- (1) 気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 1 項）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）

5 居住者の義務

- (1) 水防への従事（法第 24 条）
- (2) 水防通信への協力（法第 27 条）

6 水防協力団体の義務

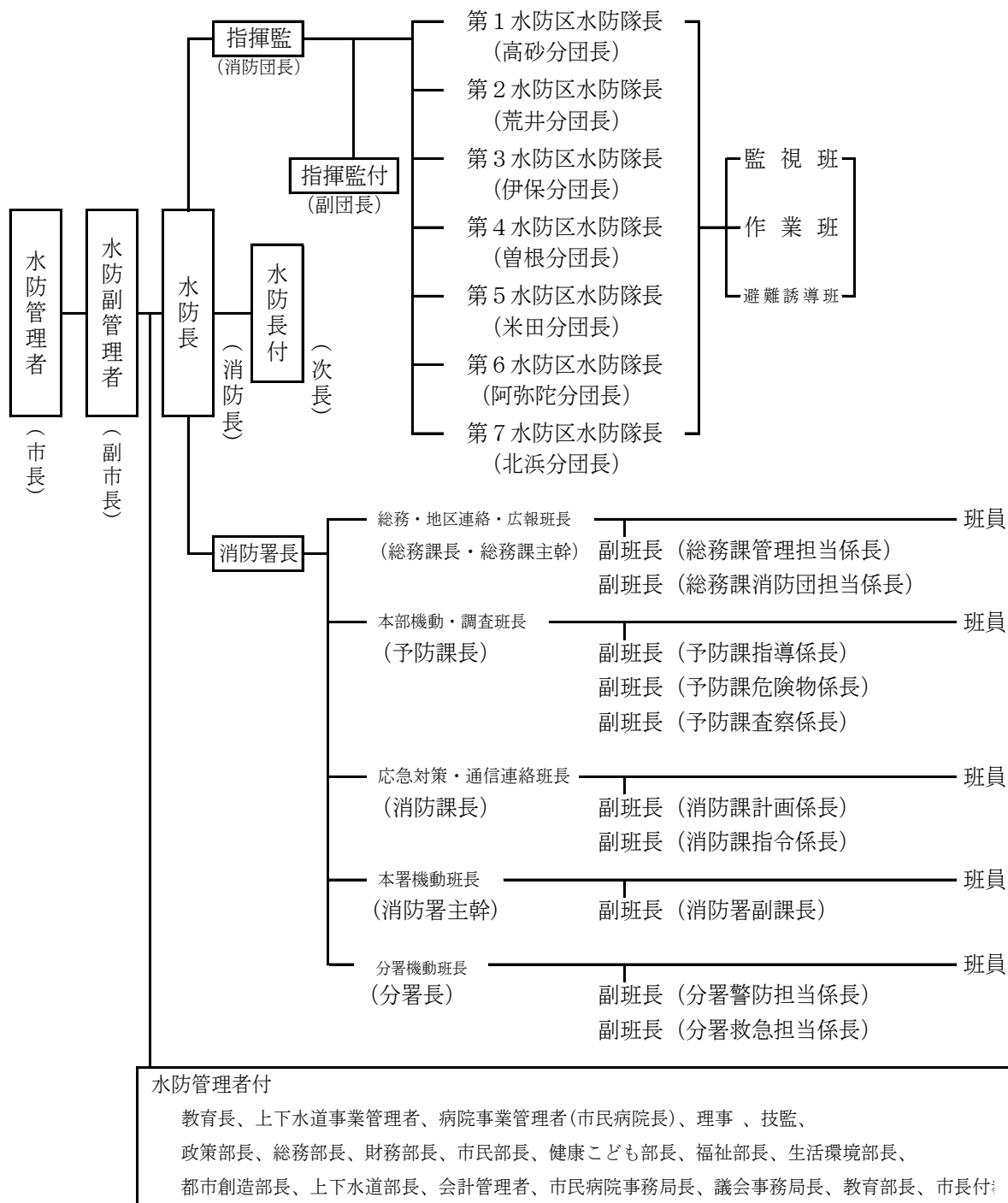
- (1) 決壊の通報（法第 25 条）
- (2) 決壊後の処置（法第 26 条）
- (3) 水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- (4) 津波避難訓練への参加（法第 32 条の 3）
- (5) 業務の実施（法第 36 条、第 37 条、第 38 条、第 39 条）

第2章 組織及び事務分担

第1節 組織

水防管理者は、水防に係りのある警報・注意報等又は地震等による洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから洪水等の危険が解除されるまで、市域内における水防を統括するため消防本部に水防警戒本部並びに水防本部を設置し、次の組織で事務を処理する。ただし、高砂市に災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、災害対策本部消防部となる。

災害対策本部の組織及び分掌事務については、「高砂市地域防災計画」風水害等対策編、第3編災害応急対策計画、第2章迅速な災害応急活動体制の確立、第1節組織設置計画に定めるところによる。



1 水防隊

指揮監（消防団長）統括のもとに市域内を7水防区に分け、それぞれ水防隊を設置する。
水防隊の事務所は、各地区の市民サービスコーナー又は消防分団詰所とする。
水防区は次の表のとおりである。

第 1 水 防 区	高 砂 市 高 砂 地 区 一 円
第 2 水 防 区	高 砂 市 荒 井 地 区 一 円
第 3 水 防 区	高 砂 市 伊 保 地 区 一 円 (中 筋 地 区)
第 4 水 防 区	高 砂 市 曾 根 地 区 一 円
第 5 水 防 区	高 砂 市 米 田 地 区 一 円
第 6 水 防 区	高 砂 市 阿 弥 陀 地 区 一 円
第 7 水 防 区	高 砂 市 北 浜 地 区 一 円

第2節 事務分担

1 水防長（消防長）の事務分担

水防長は、水防管理者の下にあってその命を受け、消防機関その他による災害防御活動の統轄的な指揮をとる。

2 水防長付（次長）の事務分担

水防長付は、水防長を補佐し、水防長不在のときはその代理をする。

3 消防署長の事務分担

消防署長は、水防長の下にあってその命を受け、各班による災害防御活動の指揮をとる。

4 水防管理者付の事務分担

各水防管理者付は、水防管理者の指揮命令に従い、それぞれ水防事務を分担する。

5 指揮監（消防団長）の事務分担

指揮監は、水防長の下にあって各水防区水防隊を統括し、指揮をとる。

6 指揮監付（消防副団長）の事務分担

指揮監付は、指揮監を補佐し、指揮監不在のときはその代理をする。

7 水防区水防隊長（消防分団長）の事務分担

(1) 水防区水防隊長は、指揮監の指揮命令を受け、その水防区内の水防業務を行う。

(2) 水防区水防隊長は、緊急事態に際し、指揮監の指揮命令を受けるとまがないときは、指揮監の職権を行うことができる。

8 本部事務分担

(1) 総務班

ア 本部要員の非常召集に関する事項

イ 水防に関する庶務・給与に関する事項

(2) 広報班

ア 水防情報等の公表に関する事項

イ 庁内報道関係に関する事項

ウ 宣伝、告示、掲示に関する事項

(3) 本部機動・調査班

ア 河川水位、流量等の時間変化及び内陸滞水の状況調査に関する事項

- イ 河川周辺地域及び災害要注意箇所における発災危険状況に関する事項
- ウ 自主避難実施状況及び警報段階での避難実施状況に関する事項
- エ 河川の氾濫状況、浸水区域、浸水高及びその拡大減衰傾向に関する事項
- オ 崖くずれ、地すべり、土砂災害の発生状況及び内陸滞水、高潮による浸水状況に関する事項
- カ 道路、橋梁の破損、復旧状況に関する事項
- キ 発災による人的、物的被害の調査に関する事項
- ク 地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合に関する事項
- ケ 災害現場における水防作業に関する事項

(4) 応急対策班

- ア 水防計画運用総合調整に関する事項
- イ 緊急対策の企画に関する事項
- ウ 水防資材の調達に関する事項
- エ 水防に関する指揮命令の伝達に関する事項
- オ 河川水位、流量等の時間変化及び内陸滞水の状況調査に関する事項
- カ 河川周辺地域及び災害要注意箇所における発災危険状況に関する事項
- キ 自主避難実施状況及び警報段階での避難実施状況に関する事項
- ク 河川の氾濫状況、浸水区域、浸水高及びその拡大減衰傾向に関する事項
- ケ 崖くずれ、地すべり、土砂災害の発生状況及び内陸滞水、高潮による浸水状況に関する事項
- コ 道路、橋梁の破損、復旧状況に関する事項
- サ 発災による人的、物的被害の調査に関する事項
- シ 地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合に関する事項
- ス 災害現場における水防作業に関する事項

(5) 本署機動班

水防作業及び水難救助等全般に関する事項

(6) 分署機動班

水防作業及び水難救助等全般に関する事項

(7) 通信連絡班

- ア 水防関係機関との通報連絡及び調整に関する事項
- イ 水防予報、各種警報の発令及び伝達に関する事項
- ウ 水防信号の周知伝達に関する事項
- エ 水防に関する気象情報の受理及び通報に関する事項
- オ 総合情報及び災害状況報告の整理に関する事項
- カ 水防記録の編集に関する事項
- キ 水防通信に関する事項

(8) 地区連絡班

各水防区水防隊の連絡及び調整に関する事項

9 各水防区水防隊の事務分担

(1) 監視班

当該水防区を巡視し、堤防及び重要水防区域の監視並びに報告に関する事項

(2) 作業班

当該水防区の作業全般に関する事項

(3) 避難誘導班

居住者の避難及び誘導に関する事項

第3章 重要水防区域

長雨、大雨、洪水、津波又は高潮により、公共に及ぼす影響の大きい重要水防区域は、次のとおりである。

第1節 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

国土交通省管理河川における重要水防箇所の市域内の設定箇所は資料3-1のとおりであり、評価基準は資料3-2のとおりである。また、県管理河川における重要水防箇所の市域内の設定箇所は資料3-3のとおりであり、指定基準は資料3-4のとおりである。

第2節 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年五月八日法律第五十七号）の施行に伴い、国土交通大臣が定める基本指針に基づき、知事は土砂災害が発生した場合、住民等の生命、身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域を土砂災害警戒区域（Y区域）として指定している。また、土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ住民等の生命、身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物が規制される区域を土砂災害特別警戒区域（R区域）として指定している。

市域内に影響を及ぼす指定箇所は資料3-5のとおりであり、指定基準は資料3-6のとおりである。

第3節 市内要注意箇所

市が設定する要注意箇所の設定箇所は資料3-7のとおりである。

第4節 浸水想定区域

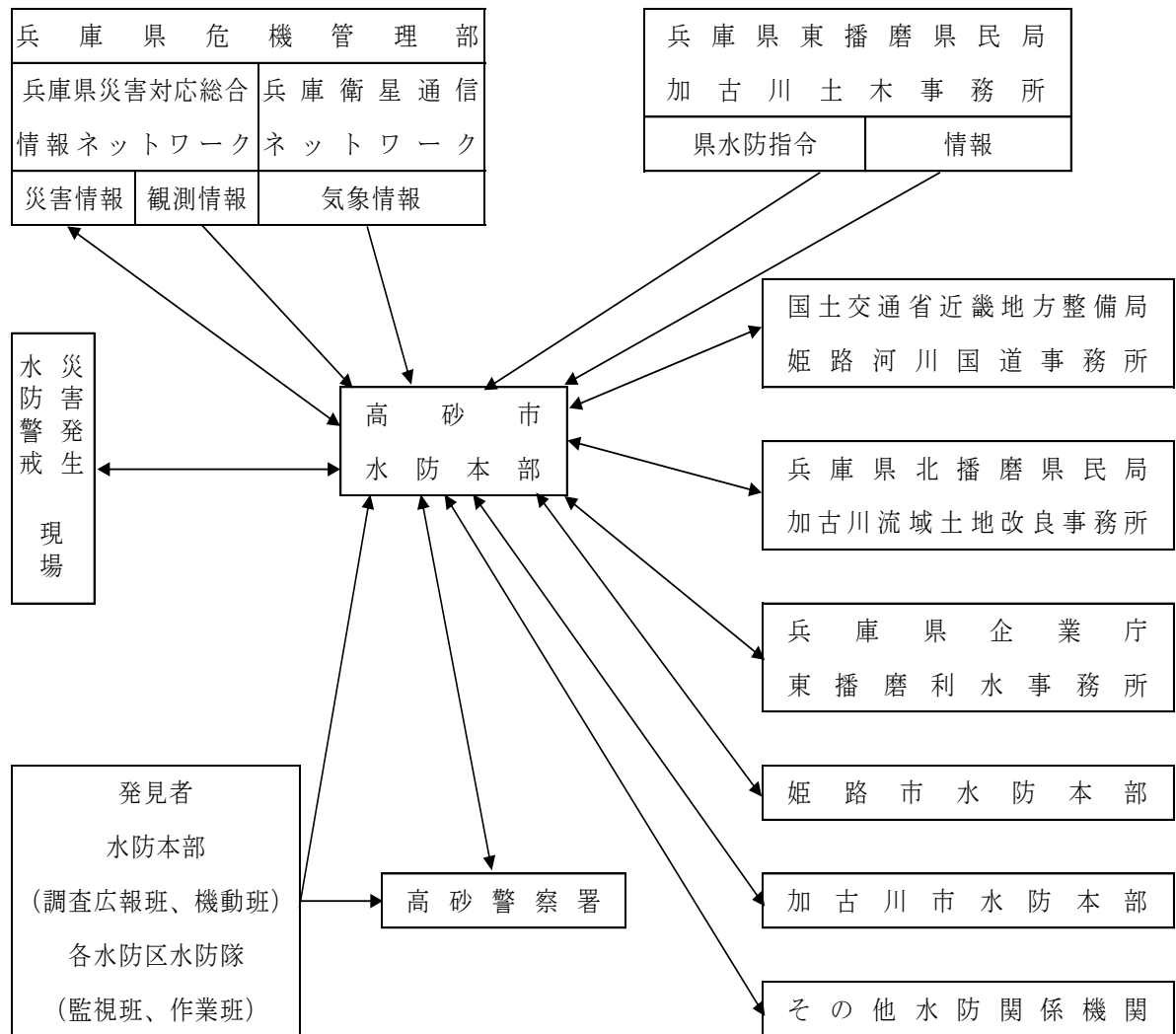
市域における津波、内水及び河川氾濫による洪水、高潮による浸水想定区域は資料3-8（高砂市ハザードマップ 保存版2021抜粋）のとおりである。

第5節 近隣市の河川、ため池等

市域に重大な影響を及ぼすおそれのある近隣市の河川、ため池等は資料3-9のとおりである。

第4章 情報連絡及び水防通信

第1節 水防情報連絡系統図

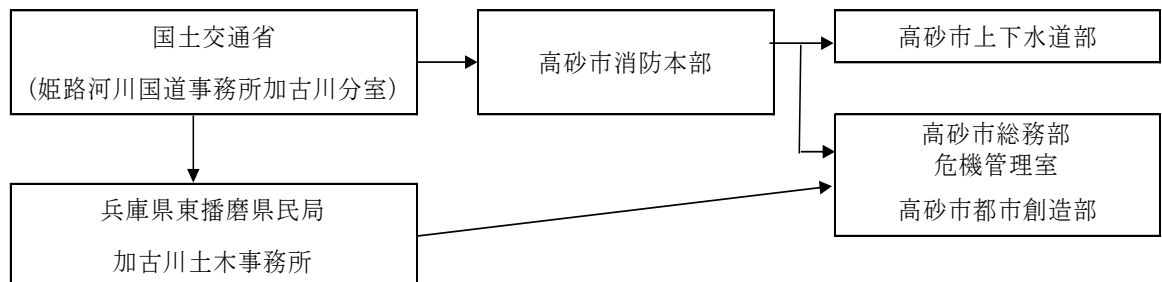


第2節 国土交通省による加古川大堰放流連絡

加古川大堰に貯留された流水を放流することによって、加古川下流の水位が一気に上昇することから放流状況の把握は非常に重要である。

国土交通省は加古川大堰の洪水の操作を行うにあたり、放流状況を関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとるものとする。

1 連絡系統図



2 加古川大堰放流に伴う警報

加古川大堰放流に伴う貯水池の流速の変化や下流の増水による河川区域内の人、船舶及び車両等の危険防止のため、国土交通省が警報車による巡視、警報局からのスピーカー並びにサイレン等による警報を行っている。

加古川大堰警報局については、資料4-1とおりであり、施設位置については、資料4-2のとおりである。

第3節 予報及び警報

1 気象庁が行う気象予報及び警報

気象庁長官は気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときはその状況を国土交通大臣及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めてこれを一般に周知させるものとする。

気象庁から発表される注意報、警報は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。

なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	内 容
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき（なお、「大津波警報」の名称で発表する）

※ 一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

(1) 大雨・洪水・高潮注意報・警報発表基準

高 砂 市			府県予報区	兵庫県
			一次細分区域	南部
			市町村等をまとめた地域	播磨南東部
警 報	大 雨	浸水害	表面雨量指数基準 2 0	
		土砂災害	土壌雨量指数基準 1 3 1	
	洪 水		流域雨量指数基準 天川流域＝ 1 4 . 2 法華山谷川流域＝ 1 7 . 0	
			複合基準 ー	
			指定河川洪水予報による基準 加古川下流[国包]	
	高 潮		潮位基準 2 . 3 m	
注 意 報	大 雨	表面雨量指数基準 9		
		土壌雨量指数基準 9 6		
	洪 水		流域雨量指数基準 天川流域＝ 1 1 . 3 法華山谷川流域＝ 1 3 . 6	
			複合基準 ー	
			指定河川洪水予報による基準 加古川下流[国包]	
	高 潮		潮位基準 1 . 2 m	
記録的短時間大雨情報			1 時間雨量 1 1 0 mm	

備考

- ・基準値における「…以上」の「以上」は省略した。
- ・土壌雨量指数とは、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。
- ・土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は市内における基準値の最低値を示している。
- ・流域雨量指数とは、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。
- ・洪水の欄中、「○○川流域＝○」は、「○○川流域の流域雨量指数○以上」を意味する。
- ・指定河川洪水予報による基準の加古川下流[国包]は、「指定河川である加古川に発表された洪水予報において、国包基準観測点で氾濫警戒情報、又は、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを意味する。
- ・潮位の基準面は、東京湾平均海面（TP）である。
- ・基準を定めていないものについては、その欄を“ー”で示している。

(2) 大雨・高潮特別警報発表基準

現象の種類	発表基準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高潮になると予想される場合

(3) 津波に関する注意報・警報及び予報等

気象庁が、津波による災害の発生が予想される場合には、大津波警報、津波警報又は津波注意報等を発表する。

地震発生後、予想される津波の高さが20cm未満で被害の心配がない場合、又は津波注意報の解除後も海面変動が継続する場合には、「津波予報（若干の海面変動）」を発表する。

ア 津波予報区

兵庫県に該当する津波警報・注意報等の発表区域は次のとおりであり、高砂市については、兵庫県瀬戸内海沿岸に含まれる。

津波予報区	区域の表現
兵庫県北部	兵庫県の日本海沿岸
兵庫県瀬戸内海沿岸	洲本市の大阪湾沿岸及び紀伊水道沿岸並びに南あわじ市を除く兵庫県の瀬戸内海沿岸
淡路島南部	洲本市の大阪湾沿岸及び紀伊水道沿岸並びに南あわじ市沿岸

イ 津波注意報・警報

気象庁は、地震が発生した時には、地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分（日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度のよい震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震については、最速2分程度）を目標に、大津波警報、津波警報又は津波注意報を、津波予報区単位で発表する。

この時、予想される津波の高さを通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報又は津波注意報を発表する。

その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝える。

このように予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。

発表基準・発表される津波の高さは次のとおりである。

種 類	発 表 基 準	発表される津波の高さ		想定される被害と 取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津 波 警 報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。 人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。

※1 津波による災害のおそれがなくなつたと認められる場合、大津波警報、津波警報又は津波注意報の解除を行う。

このうち、津波注意報は、津波観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなつた時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であつて、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

ウ 津波情報

津波警報又は注意報を発表した場合には、「津波の到達予想時刻」、「予想される津波の高さ」等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容は次のとおりである。

津波情報	情報の種類	内 容
	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さを発表 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区で最も早く津波が到達する時刻である。 場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報(*1)	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報(*2)	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表します。

津波は繰り返し襲い、あとから来る波の方が高くなることもあるため、観測された津波が小さいからといって避難を止めてしまうと危険です。

そのため、最大波の観測値については、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

(津波観測に関する情報の発表例)

宮古		
第1波到達時刻	11日15時01分	引き
これまでの最大波	観測中	
釜石		
第1波到達時刻	11日14時46分	押し
これまでの最大波	11日14時56分	3.2m

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を発表中	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表します。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値※(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表します。

最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しません。

大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

(沖合の津波観測に関する情報の発表例)

(沖合で観測した津波の観測値)		
青森八戸沖		
第1波観測時刻	1 1 日 1 4 時 5 1 分	押し
これまでの最大波	1 1 日 1 4 時 5 2 分	1. 0 m
岩手釜石沖		
第1波観測時刻	1 1 日 1 4 時 5 0 分	引き
これまでに最大波	観測中	
(沖合の観測値から推定される沿岸の津波の高さ)		
青森県太平洋沿岸		
第1波の推定到達時刻	1 1 日 1 4 時 5 6 分	
これまでの最大値の推定到達時刻	1 1 日 1 4 時 5 7 分	
推定される津波の高さ	5 m	
岩手県		
第1波の推定到達時刻	1 1 日 1 4 時 5 5 分	
これまでの最大値の推定到達時刻	推定中	
推定される津波の高さ	推定中	

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を發表中	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※ 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しません。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

エ 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

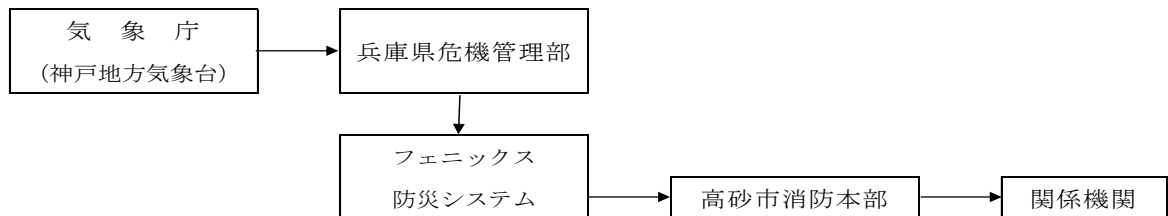
	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な必要である旨を発表

(4) 気象庁が発表する特別警報（参考）

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨、津波、高潮等についての一般の利用に適合する警報（特別警報）を発表する。

なお、津波については、既存の大津波警報が特別警報に位置付けられる。また、水防活動用の特別警報は設けられていない。

(5) 連絡系統



2 洪水予報指定河川における洪水予報

国土交通大臣又は知事が洪水により重大な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川（知事が指定をしようとするときは、気象庁長官と協議）について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その河川の状況を通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。また、避難のための立退き指示の判断に資するため、国土交通大臣が指定した河川については国土交通大臣から、知事が指定した河川については知事から、市長にその通知に係る事項を通知するものとする。対象となる河川は、次のとおりである。

なお、市域内に知事が指定する対象となる河川はない。

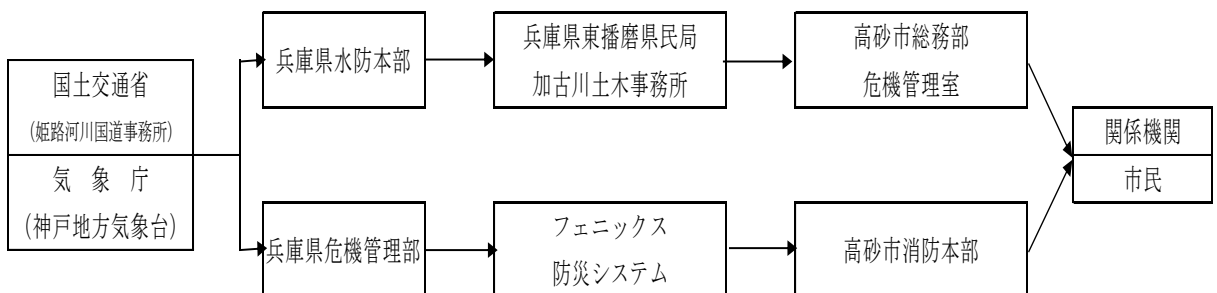
(1) 洪水予報の対象となる河川、区域、基準観測所

予報区域名	区 域	観測所名	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高	河口からの距離
加古川下流	右岸、加東市上滝野字塩谷1番の1地先から海まで	国包	加古川市上荘町国包	1.50m	2.50m	4.30m	4.70m	6.76m	14.2km

(2) 種類及び発表基準

種 類	情報名	発 表 基 準
「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、且つ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」	「氾濫警戒情報」	・氾濫危険水位に達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき（一時的な水位の上昇・下降に関わらず、水位の上昇の可能性があるとき） ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）
	「氾濫危険情報」	・基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき
	「氾濫発生情報」	・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

(3) 連絡系統図



3 水位周知河川における水位到達情報

国土交通大臣は自らが指定した洪水予報の対象となる河川以外の河川のうち、直轄管理区間で、知事は国土交通大臣又は自らが指定した洪水予報の対象となる河川以外の河川のうち、指定区間内の一級河川又は二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その河川の状況を通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。また、避難のための立退き指示の判断に資するため、国土交通大臣が指定した河川については国土交通大臣から、知事が指定した河川については知事から、市長にその通知に係る事項を通知するものとする。

対象となる河川は、次のとおりである。

なお、市域内に国土交通大臣が指定する対象となる河川はない。

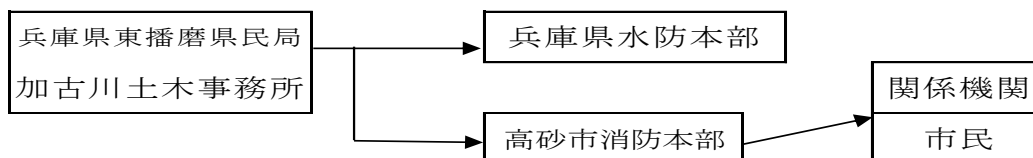
(1) 水位周知河川における水位到達情報の対象となる河川名、区域、基準観測所

河川名	区域	観測	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
法華山谷川	全域	魚橋	阿弥陀町魚橋	2.70m	3.10m	4.30m	4.40m
天川	全域	牛谷	春日野町	1.60m	2.30m	3.10m	3.20m

(2) 種類及び発表基準

種 類	発 表 基 準
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき

(3) 連絡系統図



4 水防警報

国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、知事は国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して水防管理者等に水防警報を発する。

対象となる河川は、次のとおりである。

(1) 国土交通省が発する水防警報

ア 対象河川、区域、基準観測所

河川名	観測所名	位 置	区 域	河口からの距離	零点高	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
加古川	国包	加古川市上荘町国包	右岸、加東市上滝野字塩谷1番の1地先から海まで	14.2km	11.762m	1.50m	2.50m	4.3m	4.7m	6.76m

イ 種類及び発表基準

水防警報の種類及び発表基準は次のとおりとするが、待機及び準備は省略することがある。また、水位等の状況を通知する必要があるときは別途「水防情報」として適時発表する。

なお、観測施設の故障、損壊によって水防警報を発表できないときは、理由を付けて関係機関に通知する。

(水害時)

種 類	内 容	発 表 基 準
第1段階 (待 機)	水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行う。	氾濫注意水位に達する3時間前
第2段階 (準 備)	水防資材の点検、水閘門等の開閉準備、水防要員召集準備、巡視幹部の出動等に対するもので主として上流の雨量に基づいて行う。	氾濫注意水位に達する2時間前
第3段階 (出 動)	水防団員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量または水位に基づいて発令する。	氾濫注意水位に達する1時間前
第4段階 (解 除)	水防活動終了の通知を行う。	水防活動の必要がなくなったとき

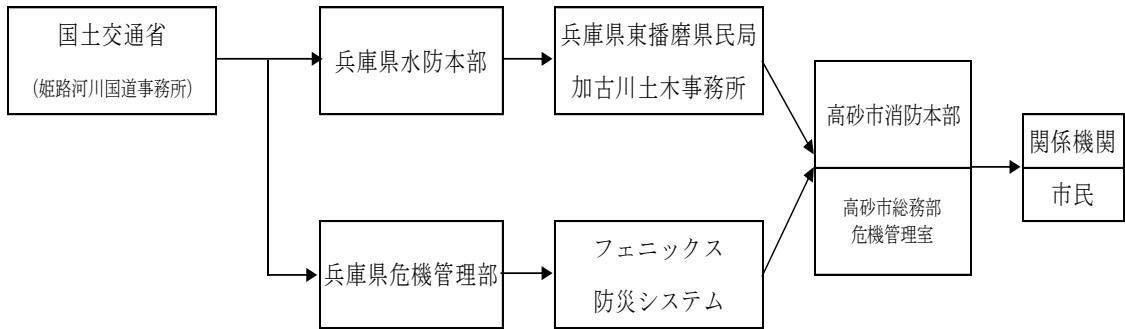
(津波時)

種 類	内 容	発 表 基 準
第3段階 (出 動)	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波注意報・警報が発表された等、必要と認めるとき
第4段階 (解 除)	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	津波注意報・警報が解除され、水防活動の必要がなくなったとき、巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき

(その他)

地震による堤防の漏水、沈下等の場合は上記に準じて水防警報を発表する。

ウ 連絡系統図



エ 河川巡視及び情報連絡

姫路河川国道事務所発表の水防警報第3段階（出動）から解除までの期間については、加古川・揖保川水防協議会での取決めのとおり、各市町の水防管理団体は市域内の国土交通省直轄管理区間（加古川）の河川巡視及び水防連絡会担当者（高砂市総務部危機管理室）を通じて状況報告を行う。

河川巡視及び情報連絡要領については、資料4－3のとおりである。

(2) 県が発する水防警報

ア 対象河川、区域、基準観測所

河川 海岸 名	観測 所名	位置	区域	水防団待機水位 通報潮位	氾濫注意水位 警戒潮位	避難判断水位	氾濫危険水位
法華山谷川	魚橋	阿弥陀町魚橋	全域	2.70m	3.10m	4.30m	4.40m
天川	牛谷	春日野町	全域	1.60m	2.30m	3.10m	3.20m
播磨沿岸 東播磨港	高砂	高砂町南材木町	全域	DL+2.10 TP+1.20	DL+2.60 TP+1.70	——	——
播磨沿岸 東播磨港	東二見	明石市二見町東二見	全域	TP+1.30	TP+1.80	——	——

イ 種類

種 類	内 容
第1号（待機）	事態の推移に応じて、直ちに水防活動に出動できるよう待機させるもの。
第2号（準備）	事態の推移に応じて、直ちに水防活動に出動できるよう待機させるもの。
第3号（出動）	水防活動に出動させるもの。
第4号（解除）	水防活動を終了させるもの。

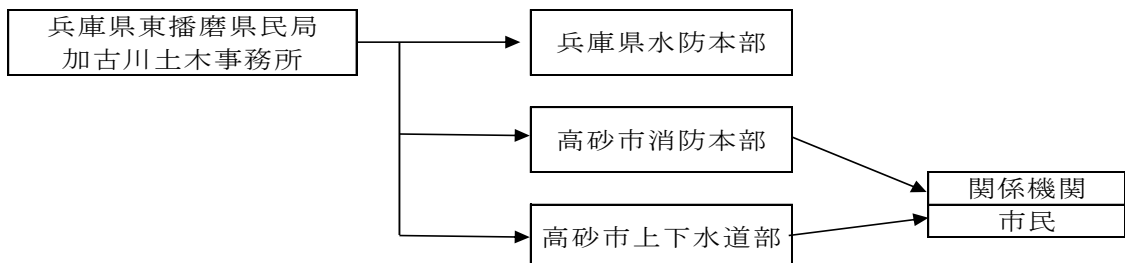
ウ 発表基準

河川等 段階	法華山谷川	天川	播磨沿岸（東播磨港）	津波発生時
第1号 （待機）	水位計の水位が水防団待機水位2.70mを上回り、さらに水位が上昇するおそれがあるとき	水位計の水位が水防団待機水位1.60mを上回り、さらに水位が上昇するおそれがあるとき	いずれかの潮位計が通報潮位（東二見TP+1.30m、高砂TP+1.20m）を上回り、さらに潮位が上昇するおそれがあるとき	
第2号 （準備）	水位計の水位が2.90mに達し、氾濫注意水位に達するおそれがあるとき 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想されるとき	水位計の水位が1.95mに達し、氾濫注意水位に達するおそれがあるとき 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想されるとき	東二見潮位計の潮位がTP+1.55mに達するか、もしくは高砂潮位計の潮位がTP+1.45mに達し、警戒潮位に達するおそれがあるとき 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想されるとき	
第3号 （出動）	水位計の水位が氾濫注意水位3.10mに達し、さらに水位が上昇するおそれがあるとき 水防事態が切迫し、または水防態勢の規模が大きくなったとき	水位計の水位が氾濫注意水位2.30mに達し、さらに水位が上昇するおそれがあるとき 水防事態が切迫し、または水防態勢の規模が大きくなったとき	いずれかの潮位計の潮位が警戒潮位（東二見TP+1.80m、高砂TP+1.70m）に達し、さらに潮位が上昇するおそれがあるとき 水防事態が切迫し、または水防態勢の規模が大きくなったとき	津波注意報・警報が発表されたとき（自動発令）
第4号 （解除）	水位計の水位が氾濫注意水位を下回り、今後水位上昇の見込みもなく、水防活動の必要がなくなったとき	水位計の水位が氾濫注意水位を下回り、今後水位上昇の見込みもなく、水防活動の必要がなくなったとき	潮位計の潮位が警戒潮位を下回り、今後潮位上昇の見込みもなく、水防活動の必要がなくなったとき	津波注意報・警報が解除され、水防活動の必要がなくなったとき

備考

- ・地震による堤防の漏水、沈下等による被害が予想される場合も速やかに水防警報を発する。
- ・津波による水防活動は緊急性を要することが想定され、原因となる地震発生時から津波の来襲までに施設巡視・閉鎖を実施して災害の発生を未然に防止するため、速やかな出動が必要であることから、待機及び準備の2段階は省略するものとする。

エ 連絡系統図



5 土砂災害に関する情報

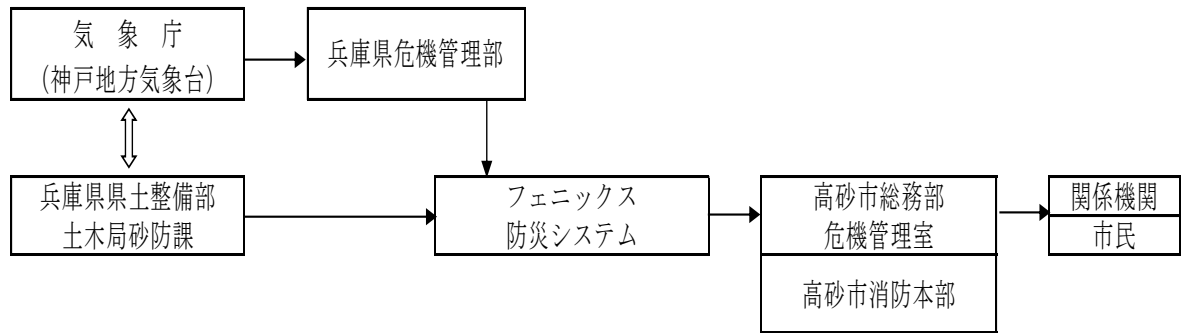
土砂災害から住民の生命、身体を守るためには、早期の警戒避難が重要であることから、住民の自主避難、市町村の避難指示発令等が適格に行われるよう、次の情報を県及び気象庁が発表している。（資料4－4参照）

(1) 土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)が発表中に土砂災害発生の危険度が更に高まったときに、市町村長が避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断の参考となるよう、対象となる市町村を特定して県と気象庁が共同で発表する防災情報である。

土壌雨量指数(降った雨が地面の中に貯まっている量)と60分間積算雨量を基に土砂災害危険度を判定し、過去の災害発生事例から設定した基準線を超えると想定される場合に発表される。

連絡系統図については、次のとおりである。



住民へは、気象予報及び警報と同様にTV・ラジオのニュースやテロップにより発信される。

また、「ひょうご防災ネット」による携帯電話等への情報発信も行っている。

ア 土砂災害警戒判定メッシュ情報

「土砂災害警戒判定メッシュ情報」は、気象庁が発表する「土砂災害警戒情報」を補足する情報であり、1km四方の領域(メッシュ)毎に、土壌雨量指数及び降雨の実況・予測に基づく土砂災害発生の危険度を5段階に階級表示した情報で、分布図で表示され、各1kmメッシュ毎に、解析時刻・1時間先予測・2時間先予測の中で最大の土砂災害警戒判定値を10分毎に更新されている。

土砂災害警戒情報・大雨警報(土砂災害)・大雨注意報は、市町村、あるいは市町村をいくつかに分けた地域を単位として発表されているが、土砂災害警戒判定メッシュ情報により、その地域内で土砂災害発生の危険度が高まっている領域をおおよそ把握することができる。

この情報は気象庁HPで情報提供されている。

イ 地域別土砂災害危険度

「地域別土砂災害危険度」は、県が発表する「土砂災害警戒情報」を補足する情報であり、1kmメッシュごとに県下を8,056に細分化して土砂災害の危険度が高まっている地域を示すのもので、土砂災害警戒基準を既に超えているエリアを赤、1時間後に超えると予測されるエリアを橙、2時間後に超えると予測されるエリアを黄色で表示されている。

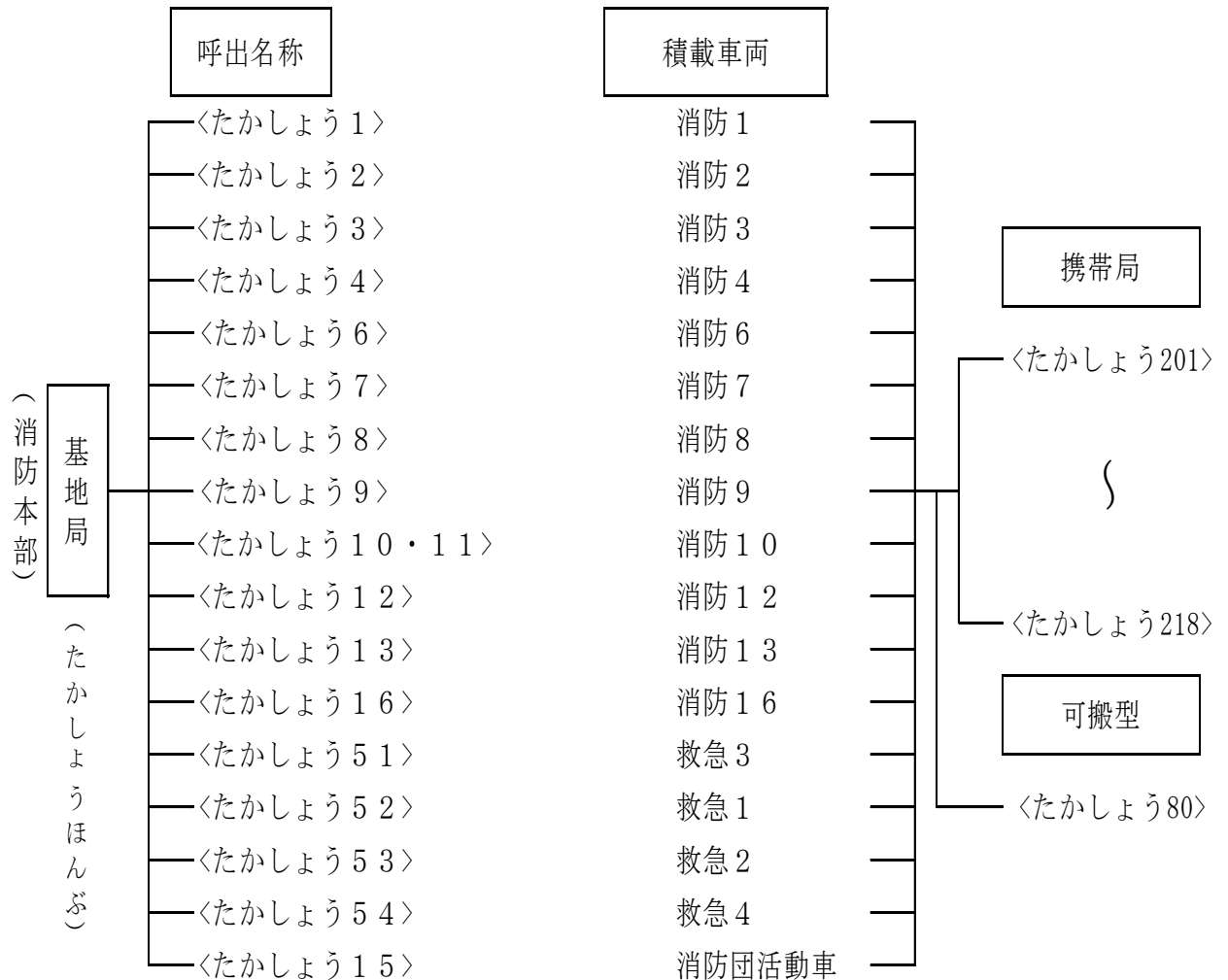
この情報は、平成21年8月の台風第9号による土砂災害を踏まえて、早期避難等による被害の軽減を図るため兵庫県が整備したもので、フェニックス防災システムから情報提供されている。

第4節 水防通信

1 災害通信

「高砂市地域防災計画」風水害対策編、第3編災害応急対策計画、第2章迅速な災害応急活動体制の確立、第3節情報の収集伝達、第3災害時の通信手段の確保に定めるところによる。

(1) 消防無線配置表



※ 消防団分団車両7台に車載型受令機を配備している。

(2) 緊急通信施設

その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、水防管理者、指揮監又は水防長又はこれらの者の命を受けた者は、法第27条第2項に規定された機関の専用電話、無線等の通信施設を使用することができる。

ア 警察通信施設

イ 西日本旅客鉄道(株)通信施設

ウ 山陽電気鉄道(株)通信施設

第5節 関係機関連絡先

関係機関連絡先については、資料4-5のとおりである。

第5章 水防設備

第1節 海岸保全施設

波浪、高潮、津波等から被害を防御し、又は軽減するため、港湾、海岸に海岸保全施設が構築されている。

海岸保全施設については、資料5－1のとおりである。

高潮、津波による災害のおそれがある場合、県から操作委託されている市域内のゲートについては、加古川土木事務所水防活動要綱に定められた担当部局が、ゲート操作等を行うとともに必要な措置を講ずるものとする。

第2節 樋門等

水災時の堤内水の排除、潮止め、逆流防止等のため、樋門等が設置されている。

主な樋門等については、資料5－2のとおりである。

河川水位の上昇による排水等の操作が必要となるおそれがあるとき、又は高潮、津波による災害のおそれがある場合、県から操作委託されている市域内のゲートについては、加古川土木事務所水防活動要綱に定められた担当部局が、水門・樋門の操作等を行うとともに必要な措置を講ずるものとする。

第3節 内水排除用ポンプ

水災時の堤内水による浸水被害を防止するため、常設及び仮設ポンプが設置されている。

設置箇所及び所管部については、「高砂市地域防災計画」風水害等対策編、第2編災害予防計画、第3章災害応急対策への備えの充実、第15節防災基盤・施設等の整備計画、第2浸水対策計画のとおりである。

第4節 水防倉庫、消防ポンプ庫

市内に水防倉庫7箇所、消防ポンプ庫10箇所を配備し、水防活動用資材等を備蓄している。

水防倉庫、消防ポンプ庫については、資料5－4のとおりである。

第5節 水防資材

水防管理者は、資材確保のため重要水防区域近在の竹、立木、木材等を調査するとともに、業者とあらかじめ協議しておき、緊急時調達しうる数量を確認して、その補給に備えなければならない。また、備蓄資材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。

資材調達先については、資料5－3のとおりである。

水防管理者は、備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資材又は県の備蓄資材を使用する場合には、国土交通省姫路河川国道事務所長又は兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所長に電話にて承認を受けるものとする。

1 資材備蓄状況

資材備蓄状況は次のとおりである。

(1) 消防本部

品 名	数 量	備 考
携 帯 ラ ジ オ	2	
ロ ー プ 銃	1	
発 電 機	1	
水 中 ボ ン プ	1	
ロ ー プ 100m	1	
ロ ー プ 30m	3	
ビ ニ ー ル シ ー ト	30	
土 の う 袋	9,600	
ビ ニ ー ル 紐	13	(巻)
掛 矢	5	
な た	3	
ス コ ッ プ	41	
ク ギ	60	
針 金	50	(m)
救 命 具	36	
救 命 ボ ー ト	4	
鉄 杭	50	
一 輪 車	6	

(2) 水防倉庫

倉 庫 品 名	高 砂	荒 井	伊 保	曾 根	米 田	阿弥陀	北 浜	計
土 の う 袋	2,000	2,000	2,000	2,100	2,000	2,000	2,000	14,100
む し ろ				5		5		10
ビ ニ ー ル 紐	5	5	5	5	5	5	5	35
丸 太 4m	4		10	10		30		54
杭 2m	200	40	30	110	40	150	30	600
鉄 杭 2m		30	30		30	30	30	150
矢 板	12	5	5	7	5	10	5	49
掛 矢	2	3	3	5	3	4	3	23
ス コ ッ プ	13	11	12	40	11	40	10	137
蛸 つ ち	3	4	4	3	4	3	3	24
お の	2	3	3	4	3	3	3	21
な た	1	3	3	3	3	3	3	19
鎌	1	5	5	7	5	10	5	38
の こ ぎ り 鎌	10	5	5	14	5	10	5	54
じ ょ れ ん	13	2	4	15	2	15	3	54
つ る は し	3	5	5	10	5	9	5	42
ペ ン チ	2	3	3	2	3	4	3	20
ク リ ッ パ ー	1	1	1	2	2	2	2	11
ク ギ	10		3	10	3	10	3	39
の こ ぎ り	2	2	2	3	2	3	5	19
ハ ン マ ー	2	2	2	3	2	3	2	16
針 金	10	10	10	10	10	10	10	70
く わ	2							2
一 輪 車	3	3	3	3	3	3	3	21
熊 手		5	2	3	5	3	5	23
救 命 ボ ー ト		1	1	1	1	1	1	6

(3) 消防ポンプ庫

品名 \ ポンプ庫	小松原	中筋 2丁目	米田新	塩市	島	神爪	魚橋	生石	西浜	牛谷	計
土のう袋	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	10,000
スコップ	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	50
熊手	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	30

(4) 土のう等保有数

品目 \ 場所	消防本部		市役所 (防災倉庫)	分団車庫	合 計
	訓練場	高砂分署			
土のう	2,000個	50個		3,300個	5,350個
砂	15m ³				15m ³

2 土のう事前配備

浸水等の被害を軽減する初期対応として地域住民が直ちに使用できるよう、市内各所に土のう及び土のう作製用砂を自治会管理のもと配備している。

配備箇所については、「高砂市地域防災計画」風水害等対策編、第2編災害予防計画、第3章災害応急対策への備えの充実、第15節防災基盤・施設等の整備計画、第2浸水対策計画のとおりである。

第6章 輸送

第1節 輸送力

水防本部の所有する輸送力は次のとおりである。

所属 \ 車種	貨物車 (小型貨物車)	乗用車	バス	救急車	消防車	給水車	船舶	軽自動車	計
消 防 本 部	1			4	13		4	2	24
消 防 団					8		6	1	15
政 策 部								3	3
総 務 部								2	2
市 民 部		1						5	6
健康こども部								7	7
福 祉 部								5	5
生 活 環 境 部	2	3						9	14
都 市 創 造 部	2							9	11
上 下 水 道 部	3	1				1		15	20
市 民 病 院	1	1						4	6
教 育 部			1					7	8
財 務 部	1	5						4	10
計	10	11	1	4	21	1	10	73	131

第2節 輸送の確保

緊急輸送船車の確保及び輸送経路の作成については、「高砂市地域防災計画」風水害等対策編、第2編災害予防計画、第3章災害応急対策への備えの充実、第10節緊急輸送体制の整備及び第3編災害応急対策計画、第3章円滑な災害応急活動体制の展開、第19節交通輸送対策の実施に定めるところによる。

第7章 水防態勢及び活動

第1節 水防指令

1 高砂市水防「第1号指令」発令の時期と活動

水防管理者は次の場合、水防第1号指令を発令し、小数の人員を配置して、気象情報及び水位又は潮位に注意してその連絡にあたり、事態の推移によっては直ちに人員の召集その他の水防活動ができる態勢をとるものとする。

- (1) 河川の水位が水防団待機水位に達すると予測されるとき
- (2) 気象状況等により、津波又は高潮の恐れがあると予測されるとき
- (3) ため池等の水位が最高水位に達すると予測されるとき
- (4) 水防管理者が、当該水防態勢の必要を認めたとき

2 高砂市水防「第2号指令」発令の時期と活動

水防管理者は次の場合、水防第2号指令を発令し、気象情報の連絡、水位、潮位又は池の警戒を厳にし、人員を召集して緊急の事態に備えて警戒態勢をとるものとする。

- (1) 河川の水位が水防団待機水位に達したとき
- (2) 気象状況等により、津波又は高潮の危険が予知されるとき
- (3) ため池等の危険が予知されるとき
- (4) 水防管理者が、当該水防態勢の必要を認めたとき

3 高砂市水防「第3号指令」発令の時期と活動

水防管理者は次の場合、水防第3号指令（出動命令）を発令して、災害発生の恐れのある所にあらゆる資材と人員及び機動力を活用配備し、危険の排除に努め、本部は常に水防活動状況を掌握し、災害発生を阻止するものとする。

- (1) 河川の水位が氾濫注意水位に達したとき
- (2) 気象状況により、津波又は高潮の危険が切迫したとき
- (3) ため池等の危険が切迫したとき
- (4) 水防警報の「出動」が発せられたとき
- (5) 水防管理者が、当該水防態勢の必要を認めたとき

4 各水防指令発令時における人員の配置は次のとおりとする。

部 別 \ 水防指令	第1号指令	第2号指令	第3号指令
水 防 本 部 (消防本部・署)	状況により職員のおおむね1/2以上を召集する。	状況により職員のおおむね2/3以上を召集する。	状況により職員の全部を召集する。
水 防 区 水 防 隊 (消 防 団)	状況により隊員の半数若しくは一部又は地区別に分けて召集できる。	状況により隊員の半数以上若しくは地区別に分けて召集できる。	状況により隊員の全部を召集する。

第2節 水防態勢

水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表が予想できるとき又は発表されたときから、その危険が解消されるまでの間は次の水防態勢に入る。

態勢区分	配備時期	態勢の内容	配備人員
連絡員待機	水防活動の利用に適合する予報及び警報が発表されると予想できるとき、または発表されたときなど、水防管理者等が必要と認めたとき	雨量、水位、潮位に関する情報収集、連絡を行い、初動態勢を確立する	あらかじめ定めた数名の人員
警戒配備	水防活動の利用に適合する警報が発表され、災害の発生のおそれがあるが、その時期規模等の予測が困難であるとき	主として情報連絡にあたり、直ちに水防非常配備態勢に移行できる態勢をとる	あらかじめ定めた少数の人員
第1非常配備	今後の気象情報及び水位又は潮位に注意及び警戒を必要とするとき 震度4の地震が発生し堤防の漏水、沈下等の被害が予想されるとき	警戒、情報連絡にあたり、事態の推移によっては直ちに人員の召集、その他活動ができる態勢をとる	水防第1号指令に定めた人員
第2非常配備	水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想されるとき 水防警報の待機（1号）及び準備（2号）が発令されたとき 震度5強又は5弱の地震が発生し、堤防の漏水、沈下等の被害が予想されるとき 津波注意報が発表され、被害が予想されるとき	水防事態が発生すればそのまま水防活動が遂行できる態勢をとる	水防第2号指令に定めた人員
第3非常配備	水防事態が切迫し、または水防態勢の規模が大きくなり第2非常配備態勢では処理しかねると予想されるとき 水防警報の出動（第3号）が発令されたとき 震度6以上の地震が発生し、堤防の漏水、沈下等の被害が予想されるとき 津波警報が発表され、被害が予想されるとき	完全な水防態勢	水防第3号指令に定めた人員

備考 連絡員待機、警戒配備、第1、第2非常配備の段階は省略することができる。

第3節 巡視及び警戒

1 平常時

水防管理者、指揮監又は水防長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、海岸堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防、津波防護施設等の管理者（以下河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

水防管理者が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会い又は共同で行うことを求めることができるものとする。

2 非常時

(1) 洪水

水防管理者等は、水防警報等が発令されたときは、河川、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは、自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所長及び河川等の管理者に報告し、兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所長は兵庫県水防本部長に報告するものとする。

ア 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇

イ 堤防の上端の亀裂または沈下

ウ 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂または欠け崩れ

エ 居住地側堤防斜面の漏水または飽水による亀裂及び欠け崩れ

オ 排水門・取水門の両軸または底部よりの漏水と扉の締まり具合

カ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

(2) 高潮

水防管理者等は、水防警報等が発令されたときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは、自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所長及び海岸等の管理者に報告し、兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所長は兵庫県水防本部長に報告するものとする。

ア 堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇

イ 堤防の上端の亀裂または沈下

ウ 海側又川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂または欠け崩れ

エ 居住地側堤防斜面の漏水または飽水による亀裂及び欠け崩れ

オ 排水門・取水門・閘門の両軸または底部よりの漏水と扉の締まり具合

カ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

(3) 津波

水防管理者等は、津波にかかる水防警報等が発令されたときは、時間等の余裕がある範囲において河川、海岸等の警戒をさらに厳重にし、異常を発見したときは、自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所長及び河川等の管理者に報告し、兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所長等は兵庫県水防本部長に報告するものとする。

第4節 水防作業

1 洪水、高潮

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、次の活動を行う。

なお、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

- (1) 必要と認められる区域内の住民などに直ちに警戒区域から避難し、急いで安全な場所に避難するよう勧告又は命令する。
- (2) 管轄区域内の監視、警戒を行うとともに、必要に応じ、堤防上に土のうを積むなど、被害を未然に防止軽減する作業や、水門等の施設管理者への連絡、通報を行う。
- (3) 水防に必要な資器材の点検整備を行う。
- (4) 水門又は閘門等の遅滞のない操作及び施設管理者に対する操作の支援を行う。
- (5) 他の水防管理団体への協力及び応援を行う。

2 津波

- (1) 津波注意報・警報が発表された場合、水防管理者等は次の活動を行う。ただし、当該水防管理者等が、活動隊員の安全の確保ができないと判断した場合はこの限りではない。また、活動隊員は、安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮し、危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

ア 必要と認められる区域内の住民などに直ちに警戒区域から避難し、急いで安全な場所に避難するよう勧告又は命令する。

イ 管轄区域内の監視、警戒を行うとともに、必要に応じ、堤防上に土のうを積むなど、被害を未然に防止軽減する作業や、水門等の施設管理者への連絡、通報を行う。

ウ 水防に必要な資器材の点検整備を行う。

エ 水門又は閘門等の遅滞のない操作及び施設管理者に対する操作の支援を行う。

オ 他の水防管理団体への協力及び応援を行う。

- (2) 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。

遠地津波の場合は原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。

近地津波の場合は原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び活動隊員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし近地津波で、かつ安全な場所への避難までの所要時間がかかる場合は、活動隊員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。従って、あくまでも活動隊員自身の避難を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

- (3) 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれかにおいても、活動隊員自身の安全確保に留意して水防活動を実施しなければならない。

避難誘導や水防作業の際も、活動隊員自身の安全は確保しなければならない。

ア 活動時にはライフジャケット等状況に応じた装備を着装する。

イ 活動時の安否確認を可能にするため、利用可能な通信機器を携行する。

ウ 活動時には最新の気象情報等を取得できる機器を携行し、情報を取得可能な状態で活動する。

第5節 警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある場所においては、指揮監、水防区水防隊員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。また、指揮監、水防区水防隊員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は指揮監、水防区水防隊員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第6節 居住者等の出動

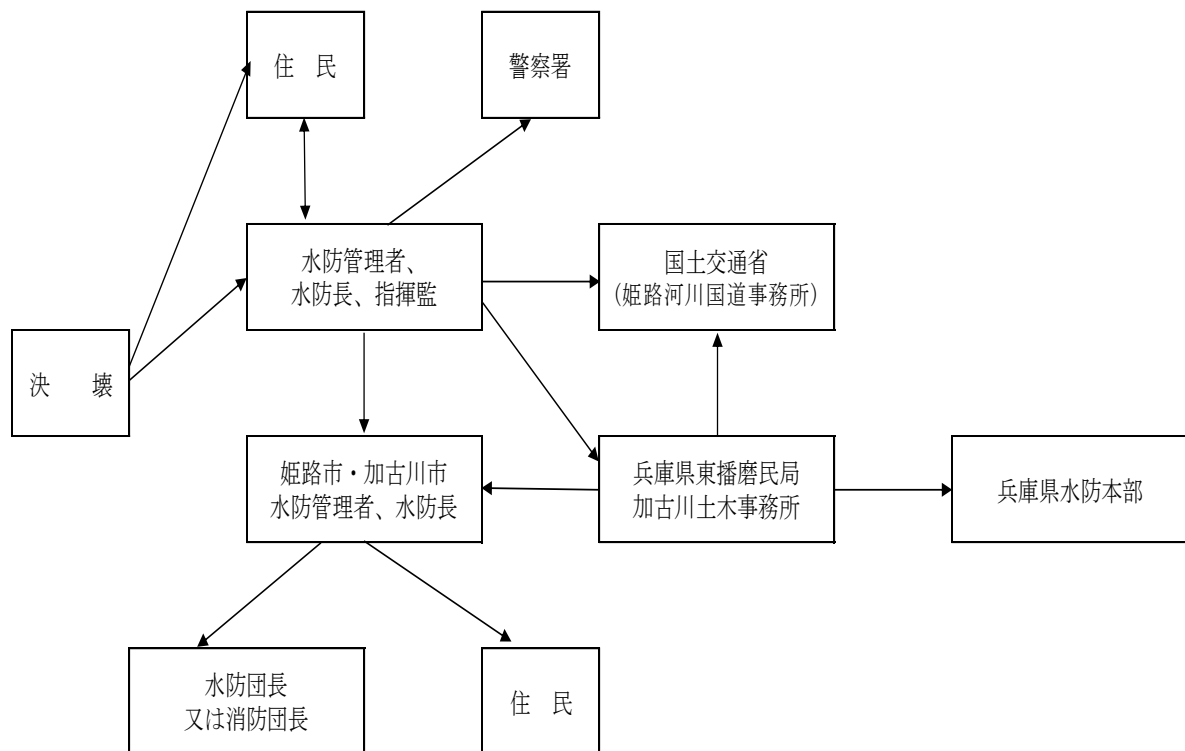
- 1 水防法第24条の規定により出動した居住者又は現場にある者は、水防区水防隊長又は現場にある消防職員、水防区水防隊員、自治会等の指揮により水防作業に従事する。
- 2 居住者には必要により、くわ、じょれん、スコップ、むしろ等の水防資材を携行させる。

第7節 決壊の通報及びその後の措置

1 決壊の通報

水防に際し、堤防、その他の施設が決壊したときは、水防管理者等又は堤防、その他施設の管理者は直ちに一般住民、関係機関及び隣接市町村に通報するものとする。

その際の連絡系統は次のとおりとする。



2 決壊後の措置

堤防、その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者等は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第8節 水防解除

1 水防本部

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、又は高潮のおそれがなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認められるときは、水防態勢を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所を通じ兵庫県水防本部に報告するものとする。

2 水防区水防隊

水防区水防隊の水防態勢の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防長又は水防管理者が水防解除の指令したときとする。

それまでは、水防区水防隊員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第8章 水防監視

第1節 河川及び港湾

市域内の主な河川、港湾は次のとおりである。

1 河川

河川名	管轄水防区隊	市内流域	管理者
加古川	第1、第2、第5	5,500m	国土交通省
天川	第3、第4、第6、第7	4,010m	兵庫県
法華山谷川	第2、第3、第5、第6	2,210m	兵庫県
鹿島川・松村川	第3、第4、第6	5,220m	高砂市
西浜川	第7	1,470m	兵庫県・高砂市
間の川	第5	1,200m	高砂市

2 港湾

港湾名	港区	管轄水防区隊	管理者
東播磨港	高砂本港区	第1	兵庫県
	高砂西港区	第1	
	伊保港区	第2、第3	
	曾根港区	第4	

第2節 ため池

市内の主なため池については、資料8－1のとおりであり、位置については、資料8－2（高砂市ハザードマップ 保存版2021抜粋）のとおりである。

要監視ため池一覧（要早期改修ため池を含む）については、資料8－3のとおりであり、判定基準については、資料8－4のとおりである。

第3節 観測計の設置箇所

1 量水標

河 川 名	量水標名称	水 位 (m)				所 在 地
		水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険	
加古川	藍 屋	2.00	2.90			高砂町藍屋町
鹿島川・松村川	鹿島排水機場	0.85	1.40			梅井5丁目
法華山谷川	魚 橋	2.70	3.10	4.30	4.40	阿弥陀町魚橋
天川	牛 谷	1.60	2.30	3.10	3.20	春日野町

2 潮位計

名 称	所 在 地	観 測 責 任 者
高砂港	高砂市高砂町南材木町43	テレメータ（通信連絡班長）

3 雨量計

名 称	所 在 地	観 測 責 任 者
水防本部	伊保4丁目553-1	通信連絡班長
米田水源池	米田町米田新300番地	上下水道部長
高砂浄化センター	高砂町東宮町1042-1	上下水道部長
天川水門	高砂市春日野町	テレメータ（通信連絡班長）

4 風速計

名 称	所 在 地	観 測 責 任 者
水防本部	伊保4丁目553-1	通信連絡班長
㈱カネカ高砂工業所	高砂町宮前町1-8	
三菱製紙㈱高砂工場	高砂町栄町105	

第4節 監視

調査班、各水防区の監視班並びに各観測計の観測責任者は、出水時等において水防管理者、指揮監又は水防長（以下この章において「水防管理者等」という。）の命令によって、次の箇所の監視にあたり、その状況を直ちに水防管理者等に報告する。

各水防区の監視班については、水防区水防隊長から地区連絡班を経て水防管理者等に報告する。

1 量水標

観測責任者は量水標の監視にあたり、水防団待機水位に達したときは、直ちに水防管理者等に急報する。

氾濫注意水位並びに避難判断水位、氾濫危険水位に達したとき及び氾濫危険水位並びに避難判断水位及び氾濫注意水位から減じたときも同じとする。

2 河川、堤防

調査班並びに各水防区の監視班は、河川の水位、堤防の破損の原因となる箇所を調査、監視し、その状況を水防管理者等に報告する。

3 樋門等

各水防区の監視班は、水門及び樋門の警戒操作にあたり、その状況を水防管理者等及び樋門管理者に報告する。

樋門管理者及び水門管理者は、必要な措置をとるとともに水防管理者等と協議し、その状況を兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所長に報告する。

管理者は、平時工作物の点検をなし、出水時の操作に支障がないように充分注意する。

4 ため池

調査班並びに各水防区の監視班は、降雨時においてため池を巡視し、その状況を水防管理者等及びため池管理者に報告する。

ため池管理者は、必要な措置をとるとともに水防管理者等と協議し、その状況を兵庫県北播磨県民局加古川流域土地改良事務所長に報告する。

ため池管理者は、平時工作物を点検し、出水時の操作に支障がないように充分注意する。

第5節 水位の通報

水防管理者又は量水標若しくは検潮器の管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は洪水予報等の通知を受けた場合において、量水標若しくは検潮器の示す水位が水防団待機水位（通報水位）若しくは通報潮位、又は氾濫注意水位（警戒水位）若しくは警戒潮位に達したときは、その水位若しくは潮位の状況を関係者に通知し、その後の水位の変動並びに高潮及び波浪を監視して的確な情報の把握に努めるとともに、進んで関係者と緊密な連絡を保たなければならない。

第9章 避難のための立退き

第1節 計画

立退き計画については、「高砂市地域防災計画」風水害対策編、第2編災害予防計画、第3章災害応急対策への備えの充実、第12節住民に係る施設・体制の整備及び第3編災害応急対策計画、第3章円滑な災害応急活動体制の展開、第6節避難対策の実施に定めるところによる。

第2節 立退きの準備

河川及びため池又は海岸において、氾濫注意水位（警戒水位）又は警戒潮位に達し、洪水又は高潮等による被害のおそれがある場合、水防管理者は必要な地域に対し拡声器付自動車、防災行政無線、テレビ、ラジオ等によって避難のための立退きの準備の指示を行う。

第3節 立退きの指示

洪水、津波又は高潮等の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は法第29条の規定に基づき、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きの指示を行う。ただし、緊急を要する場合は、水防長又は指揮監がこれを行うことができる。この場合、指揮監は、直ちにその旨を水防長に、水防長は、水防管理者に報告しなければならない。

水防管理者は、前項の立退きを行うときは、警察署長にその旨を通報しなければならない。

第4節 立退き

居住者等の避難のための立退きは、拡声器付自動車、防災行政無線又は口頭で周知徹底し、水防区水防隊員又は消防機関に属する者、警察官、又は災害協力委員等の誘導により行う。

前項により立退き先へ誘導したときは、その誘導者は、立退き先の収容人数等必要な事項を水防本部に通報する。

立退きの際は、火元の始末を完全にするなど、防火上の注意を周知徹底する。

第 10 章 水防信号及び水防標識等

第 1 節 水防信号

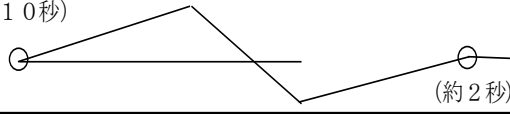
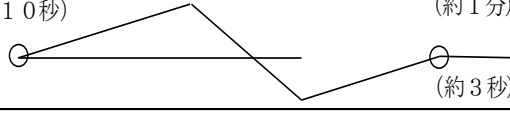
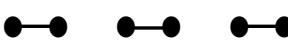
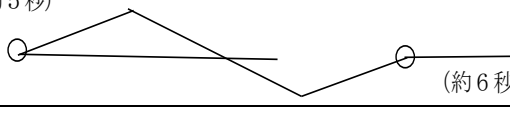
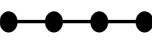
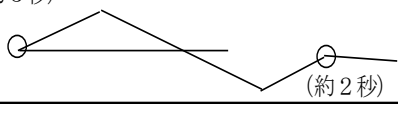
法第 20 条に規定された水防信号は、次のとおりである。

- 第 1 信号 河川又はため池では量水標が氾濫注意水位（警戒水位）に、海岸では台風襲来時の危険風向の風速 20 m/s 程度に達し、高潮のおそれがあることを知らせるもの。
- 第 2 信号 水防隊員及び消防機関に属する者が、直ちに出勤すべきことを知らせるもの。
- 第 3 信号 区域内に居住する者が、出勤すべきことを知らせるもの。
- 第 4 信号 必要と認める区域内の居住者に避難のために立退くことを知らせるもの。

警 鐘 信 号				サイレン信号					
第 1 信号	○ 休止	○ 休止	○ 休止	約 5 秒 ○	約 15 秒 — 休止 —	約 5 秒 ○	約 15 秒 — 休止 —	約 5 秒 ○	約 15 秒 — 休止
第 2 信号	○—○—○	○—○—○	○—○—○	約 5 秒 ○	約 6 秒 — 休止 —	約 5 秒 ○	約 6 秒 — 休止 —	約 5 秒 ○	約 6 秒 — 休止
第 3 信号	○—○—○—○	○—○—○—○	○—○—○—○	約 10 秒 ○	約 5 秒 — 休止 —	約 10 秒 ○	約 5 秒 — 休止 —	約 10 秒 ○	約 5 秒 — 休止
第 4 信号	乱 打			約 1 分 ○	約 5 秒 — 休止 —	約 1 分 ○	約 5 秒 — 休止 —	約 1 分 ○	約 5 秒 — 休止
備 考	1 信号は、適宜の時間継続する。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用する。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。								

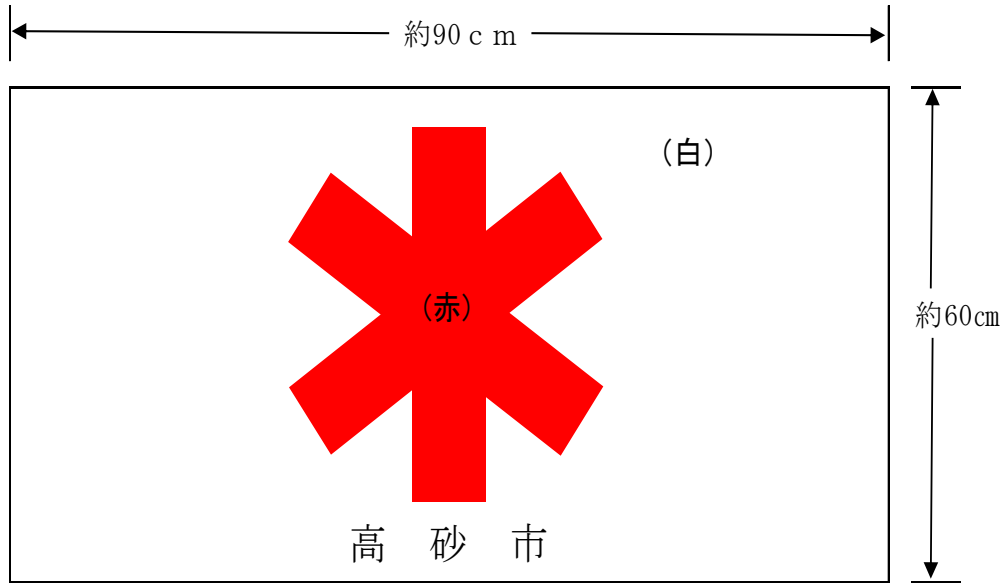
第 2 節 津波注意報・警報の伝達

津波注意報・警報を鐘音又はサイレンによって伝達する場合は、次の方法による。

標識の種類	警鐘信号	サイレン信号
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報及び津波警報解除標識	(1点2個と2点の斑打) 	(約10秒)  (約1分) (約3秒)
津波警報標識	(1点2個と2点の斑打) 	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報標識	(1点2個と2点の斑打) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)
備 考	鳴鐘又は吹鐘の反復は、適宜とする。	

第3節 優先通行の標識

法第18条に規定された水防のために出動する車両の標識は、次のとおりである。
通行時警鐘又はサイレンを併用する。



第4節 身分証

都道府県知事又は水防管理者は水防計画を作成するために必要があると認めるときは関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、指揮監、水防区水防隊員若しくは消防機関に属する者をして土地に立ち入らせることができる。

必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときはこれを提示する。

携帯する身分証票は、次のとおりとする。

	(赤)	(白)
表	身分証票 第 号 所属機関名 氏 名 上記の者は、水防法第49条第1項の規定により他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。 年 月 日 所属機関の長	
裏	1 本証は水防法第49条第2項による立入証である。 2 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正をうけること。 3 記名以外の者の使用を禁ずる。 4 本証の身分を失ったときは速やかに本証を返還すること。	

6 c m

第 1 1 章 協力及び応援

第 1 節 水防管理団体相互の応援及び協定

法第 2 3 条の規定により水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、協定に基づき他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めるものとする。また、応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

第 2 節 隣接水防管理団体との情報交換及び水位の通報

同一河川沿岸に隣接する姫路市、加古川市の水防管理団体は出水時において、自己の管轄内の量水標水位が水防団待機水位及びはん濫注意水位に達したとき、又はため池等が危険な状態になり下流に被害を及ぼす恐れがあるときは、その旨を相互に通報連絡するものとする。

第 3 節 警察官の援助要求

法第 2 2 条の規定により水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。

水防業務が円滑に推進されるために、次の点につき合意するものとする。

1 警察通信施設の使用

一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、水防管理者、水防団長又は水防長又はこれらの者の命を受けた者は、警察通信施設を使用することができる。

警察はその使用につき便宜供与するが、警察の緊急業務には優先しない。

2 警戒区域設定

水防関係者が警戒区域を設定（可能な限り事前協議する）した場合、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し又は退去を命じる業務は消防が担当する。ただし、その業務を円滑に遂行するため、警察官はこれを援助する。

3 警察官の援助要求

水防管理者は、水防上必要があるときは警察署長に対し警察官（兵庫県警察本部機動隊）の派遣を要求することができる。

警察署長は、援助要求を受けたときには可能な限りこれに応じるものとする。

4 立退き指示

警察署長は水防上著しく危険が切迫している区域において、水防関係者が現場にいない場合で事前協議のいとまがない時は、警職法第 4 条の規定により警察独自の判断によって立退き、避難をさせることができる。

この場合事後に水防関係者に通知し、協議する。また、水防管理者が居住者に対し避難のために立ち退き指示した場合は、警察署長にこの旨通知する。

第 4 節 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、「高砂市地域防災計画」 風水害等対策編、第 3 編災害応急対策計画、第 2 章迅速な災害応急活動体制の確立、第 4 節自衛隊派遣要請に定めるところにより、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。

第5節 河川管理者の協力

河川法第22条の2の規定により、河川管理者は、水防管理団体が水防計画に基づき行う水防活動に自らの業務等に照らし可能な範囲で、協力するものとする。

なお、河川管理者による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を水防計画に記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者と協議し、その同意を得なければならない。

第6節 国、県との連携

市は、県や国土交通省（姫路河川国道事務所）が開催する水防連絡会等に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、水防警報、洪水予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川情報について情報収集を行う。

第 1 2 章 災害医療体制

第 1 節 災害医療体制

災害医療体制については、「高砂市地域防災計画」風水害対策編、第 2 編災害予防計画、第 3 章災害応急対策への備えの充実、第 1 1 節災害医療体制の整備に定めるところによる。

第 2 節 兵庫県広域災害・救急医療情報システムの活用

県、市、各消防本部、病院・診療所等をネットワーク接続し、医療機関等に関する情報を検索することができる「兵庫県広域災害・救急医療情報システム」を活用して、迅速・的確な応急対策を図る。

第 1 3 章 費用負担と公用負担

第 1 節 費用負担

本市の水防に要する費用は、法第 4 1 条により本市が負担するものとする。ただし、本市の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあつせんを申請するものとする。

- 1 法第 2 3 条の規定による応援のための費用
- 2 法第 4 2 条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

第 2 節 公用負担

1 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、指揮監又は水防長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹林、その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 工作物その他の障害物の処分

2 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、指揮監又は水防長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、以下の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公用負担権限委任証	
〇〇消防団	〇〇部長
氏 名	
上記の者に〇〇区域における水防法第 2 8 条第 1 項の権限を委任したことを証明する。	
年	月 日
高砂市水防管理者	〇 〇 〇 〇

3 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

公用負担命令書									
第 号									
種類	員数								
使用	収用	処分							
年		月	日						
			○	○	○	○	○	○	殿
高砂市水防管理者			○	○	○	○	○	○	
事務取扱者			○	○	○	○	○	○	

4 損失補償

本市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第 1 4 章 水防記録及び報告

第 1 節 水防記録

水防作業員が出動したときは水防管理者は、次の水防記録を作成し、保管するものとする。

- 1 水防実施状況報告書（資料 1 4 参照）
- 2 法第 2 3 条第 1 項の応援を求めた理由
- 3 法第 2 4 条の水防従事者又は備入れられた者の住所氏名及び出勤時間並びにその理由
- 4 法第 2 5 条の堤防その他の施設の決壊の状況
- 5 法第 2 8 条により収用又は購入した器具及び資材の所有者及びその事由並びに使用場所
- 6 法第 2 8 条により処分した障害物の種類、数量、所有者及びその事由並びに除去場所
- 7 法第 2 8 条により一時使用した土地の箇所及び所有者の氏名並びにその事由
- 8 法第 2 9 条による立退き指示の事由及びその状況
- 9 警察署の援助状況
- 10 自衛隊の災害派遣を要請した場合はその活動
- 11 現地指導の公務員の職氏名
- 12 水防に従事中負傷又は病気に罹った者の職氏名及び手当
- 13 水防作業に使用した材料及びその数量及びその水防工法
- 14 警戒中の水位観測表
- 15 法第 3 2 条の 2 の水防訓練の概要

第 2 節 水防報告

1 知事への報告

水防管理者は、次の事項を河川及び海岸に関しては兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所を経由し、ため池に関しては兵庫県北播磨県民局加古川流域土地改良事務所を経由し、知事に対し、3 日以内に報告するものとする。

- (1) 前節の 1、4、5、8、11、12 及び 15 の事項
- (2) その他必要と認める事項

2 兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所長への報告

水防管理者は、次の事項についてその都度報告するものとする。

- (1) 水防団待機水位・通報潮位、氾濫注意水位・警戒潮位、避難判断水位又は最高水位・潮位に達したとき及び氾濫注意水位・警戒潮位から減水したとき
- (2) 水防作業を開始したとき
- (3) 水防の警戒を解除したとき
- (4) 堤防等に異状を発見したとき及びこれに対する措置
- (5) 法第 2 3 条第 1 項による他の水防団又は消防機関に応援を求めたとき
- (6) 法第 2 5 条による堤防その他の施設の決壊状況
- (7) 法第 2 9 条による立退き指示の事項
- (8) その他、緊急報告を必要と認める事項

なお、上記の事項のうち、(1)については、直下流水防管理者並びにダム、水門、閘門及びため池等の管理者へ、(2)、(6)及び(7)については、関係警察署長、隣接水防管理者及び関係健康福祉事務所長へ通報する。

第 1 5 章 水防計画及び水防訓練

第 1 節 水防計画の作成及び変更

水防管理者は県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。

水防計画を変更するときは、あらかじめ市防災会議に諮るとともに、兵庫県知事に届出するものとする。また、水防管理者は水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

第 2 節 水防訓練

法第 3 2 条の 2 の規定により、毎年出水期前に、消防団、消防機関及び水防協力団体の訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

第 1 6 章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

第 1 節 洪水対応

1 浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

現在、市域に関係する浸水想定区域は資料 3－8（高砂市ハザードマップ 保存版 2 0 2 1 抜粋）のとおりである。

2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

洪水予報指定河川及び水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めることとなっている。

(1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法

(2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(3) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの。

イ 要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの。

ウ 大規模な工場その他の施設（ア又はイに掲げるものを除く）であって国土交通省令で定める基準を参酌した市町村で定める用途及び規模に該当するもの。（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）

洪水時には市町村地域防災計画で定められているこれらの資料を活用して住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

3 洪水ハザードマップ

浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯に配布している。また、洪水ハザードマップを市のホームページに掲載し、住民が提供を受けることができる状態にしている。

この洪水ハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

4 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等水防法

第 1 5 条第 1 項の規定により、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員

その他の国土交通省令で定める事項を市長に報告するものとする。

なお、現在、市域内に地下街等はない。

5 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により、市町村防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施しなければならない。

6 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

第2節 津波対応

1 津波災害警戒区域の指定

「津波防災地域づくりに関する法律」（平成23年12月14日法律第123号）に則り、県は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民、勤務する者、観光旅客その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を津波災害警戒区域として指定し、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を適切な方法により公示するとともに、関係市町村の長に、公示された事項を記載した図書を送付することとする。

なお、兵庫県における津波防災地域づくりに関する法律に定める「津波災害特別警戒区域」や「津波災害警戒区域」の指定はない。

2 市町村地域防災計画の拡充

市町村防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 市町村が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 津波災害警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- (5) その他、津波災害警戒区域における津波による人的被害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

3 津波ハザードマップの作成・周知

津波災害警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を住民、勤務する者、観光旅客その他の者に周知させるため、これらの事項を記載したものを、印刷物

の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するとともに、図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこととする。

なお、高潮についても必要な措置を講じることとする。

4 避難促進施設に係る避難確保計画

津波防災地域づくりに関する法律第54条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるもの（以下「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する避難確保計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。

津波の発生時における避難確保計画には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
- (2) 津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項
- (3) 津波発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- (4) その他、避難促進施設の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

第 17 章 水防協力団体

第 1 節 水防協力団体の指定

水防管理団体は、下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

第 2 節 水防協力団体の業務

- 1 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- 2 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- 3 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- 4 水防に関する調査研究
- 5 水防に関する知識の普及、啓発
- 6 前各号に附帯する業務

第 3 節 水防協力団体の消防機関との連携

水防協力団体は、消防機関との密接な連携のもとに前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

津波災害警戒区域に係わる水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加する。（水防法第 32 条の 3）

第 4 節 水防協力団体の申請・指定及び運用

国土交通省令で定める団体から水防協力団体の申請があった場合は、審査のうえ、水防協力団体として指定することとする。また、指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所等の所在地を公示するものとする。